

と推定されて居る。なおこゝで注意を引くのは、

Nin Kou Yu に於て、弧線文土器の破片が採集せられてゐることであつて、同様の文様は赤峯紅山後の遺跡をはじめ、滿洲の彩陶に伴出する無彩文土器の文様の特徴をなすものであり、従來は中國本土に於ては未だ發見されて居ないものである。

以上の報告の最後に博士は總括として、これら各遺跡の相互關係、及び、甘肅彩陶との關係を論じてゐる。しかしその所見たるや從來と變りがなく、不招葉は仰韶より時期が遅れること、河陰縣の諸遺跡は仰韶よりやゝ下るものなること、更に甘肅仰韶期と河南の仰韶期とは同時代であり、河南に於てはその後の歴史の進展の結果、彩陶が割合早く消滅したのに對し、甘肅に於ては、その後も繼續して西紀前五百年頃迄彩陶が存在したという推定を再び繰返してゐるにすぎない。之を要するに中國先史時代研究史の第一頁を飾るべき仰韶遺跡が、かくの如くにしてその全貌が明かにせられ、なお考究の餘地を残しながらも今迄やゝ不明瞭であつた各種の問題の焦點が一層明瞭になつたのは我々の大きな喜びである。

る。

——藤澤長治——

### 井上光貞著

#### 日本古代史の諸問題

井上光貞——この俊秀を謳われる若き古代史家について今更紹介する要はあるまい。昭和十八年史學雜誌に「王仁の後裔氏族とその佛敎」を發表して以來、古代の社會史と佛敎史の兩領域にわたつて劃期的な力作を次々と公にせられた氏の存在は、日本史に關心をよせるほどの者ならば、誰一人看過し得なかつたに違いないからである。今回、氏の數多い論稿のうちから日本の古代社會に關するもの六篇——一、「部民の研究」(新日本史講座第四回所收) 二、「大和國家の軍事的基礎」(未發表) 三、「氏族制に關する二つの理論」(日本歴史、昭和二三年四月) 四、「大化改新史研究史論」(日本古代社會、I) 五、「庚午年籍と對氏族策」(史學雜誌、五六編三號) 六、「古代史學界の最近の業績」(史學雜誌五六編一〇號、歴史學研究一二七號)——が集成せ

られ、清新の裝を纏らして我々の机邊に贈られたことは、學界の喜びたるを失わない。

さて本書を概観するに、第一、二、五の論文はそれ／＼標題とする問題についての氏自身の研究であるが、第三、四、六の論文は過去の研究の整理と批判とを内容としてゐる。このような研究史の重視は、恐らく氏が「古代史の研究にとつては他の分野以上に、研究史が重要な要素となつてゐると考える」(三二四頁)と云うから來るのであつて、氏の堅實な學風を形成する一つの因子となつてゐるのであるが、氏の研究のうちにそれら先人の業績がいかに見事に攝取され展開されてゐるかは、以下に述べる所から自ら明かになることと思う。本書の内容についてはすでに竹内理三氏の行き届いた批評が史學雜誌五八編五號に載せられてゐる。本欄は紙數も限られてゐることであるし、全般の紹介はそれに譲り、私は井上氏の方法論を中心として古代史研究史上における本書の位置づけを試みたい。(A) 出發點 古代史と言つても本書の扱ふ所は大和朝廷成立以後大化改新に至るまでの時代を中心としてゐる。この分野に對ける近

年の研究を大きく二つに分けると、津田左右吉・坂本太郎兩博士の線と、早川二郎・渡邊義通兩氏の線とが基本的なものとして浮び上つて来る。一方を文獻學派といい、一方を理論學派といい切るのは武斷にすぎるが、所謂正統史學と新興史學の二つの存在は何人も認めざるを得ぬ所であろう。そしてこの兩者を採長補短して、前者の嚴密性を失わず後者の發展性を備えた歴史學の建設が必要であることもまた言うまでもない所である。これに關しては、早く後者の側から種々の試みがなされたが（早川二郎氏「日本古代史の研究」等）、藤間・石母田兩氏等の業績があらわれるまでは十分な成功を見たとはいえなかつた。しかし兩氏等の研究といえども大化前代については理論に偏して、立論はついに假説の域を出ず、この領域はなお多く空白のまゝに残されていた。井上氏はこの兩研究法の綜合という困難な課題に答へ得た數少い幾人かの一人である。

無論、綜合というのは單なる寄せ合せではない。氏の場合、研究の基礎は他くまで嚴密な文獻批判の上に立てられる。この點氏は津

田博士の線から出發する。けれども氏は博士の説をそのまま守つたのではない。まず坂本博士の見解に従つて主觀的合理主義から来る津田博士説の弱點に注意し（二二五頁）、その上に氏獨自の方法を加えて記紀の批判を更に前進せしめた。獨自の方法というのは、大化以後の文獻と照らしあわせることによつて記紀の記述の史實性を検討するやり方であつて、いくつかの重要な問題（例えば御名代御子代、六四—六七頁、佐伯部、三六、一四四頁）について津田説を修正することが出来たのはこれによるのである。氏は津田博士の方法を發展的に繼承したものと云い得るのである。こゝに見られた大化以後の文獻（續紀以下の國史、律令、戶籍等）の利用は、氏の研究法の大きな特色の一となつてゐる。氏はこれを單に記紀批判にのみ使つたのではなく、廣く大化前代の状態を遡つて考察する材料として活用したのである（一六頁）。尤も大化以後の史料のこのような利用法が氏に始まるのでないことは勿論である。早川氏（前掲書）、川上多助氏（日本古代社會史の研究）など多くの人々によつて試みられ、方法とし

て勝れていることは一般に認められていた。しかしその間に横わる大化改新の性質が明確でなかつたために、大化後から前への溯上は常に一抹の不安と躊躇を伴つて、徹底的には行われ得なかつた。然るに井上氏の場合には、本書第四論文で大化改新の意義を明かにした上での溯行であるために、大化以後の史料の利用を極めて徹底して行ふことができた。氏に於いてこの方法は最も美しい開花を見せたと言ひ得るのである。こうして氏の机上には大化前代に關する資料が豊富に集積せられた。氏はその資料を駆使して、勇躍、史實の再構成に立ち向う。こゝに史學研究の第一の段階は終つて第二の段階が始まる。この段階で問題になるのは史料の處理の方法であろう。再構成のしかたはそれから自然に導き出される。井上氏が本研究の中心となす部民の考察に際して取つた方法は、先ず部民の諸類型の設定を基準として史料を整理分類し、次いで歴史の發展をその類型的繼起的關係において把握することであつた。この方法は正しく早川・渡邊の方法の踏襲である。これは渡邊氏が部民の研究において用いた（古

代社會の構造)、藤間・石田兩氏もまた奈良時代戶籍の整理において利用し、共に多大の成果を収めたのであるが、藤間氏等は大化前代についてこの方法を及ぼすことなく、渡邊氏は理論偏重の傾きがありまた大化以後の史料の利用に未熟であつたので、この分野においては十分な業績を擧げることが出来なかつた(津田・坂本の線における類型別研究については後述)。この意味において、津田・坂本の方法の上に早川・渡邊の方法を併せもつ井上氏の研究は、日本古代史研究の王道に歩武を進めるものと言ふべく、後述するような輝かしい成果を實のらせ得たのは蓋し當然である。しかし一言斷つておきたいのは、津田・坂本と早川・渡邊の綜合と言つても方法論上のことであつて、根柢をなす史觀においては井上氏のそれは前者に近い。従つて氏の行論に對しては根本的な不滿が後者の側から提出されるであらう。

(B) その成果大きく見ると日本古代史は津田博士の否定的見解を克服して肯定的解釋を建設しようとする轉換期に面している。井上氏の本書に示された成果もまたこの流れに沿うものに外ならない。以下にかくして得られた成果を中心にして述べよう。始めに部民について言えば、先にふれたように部民の類型別研究は渡邊氏の外に幾人かの試みがなされた。主なものを擧げると、川上氏は(1)職業的品部と(2)記念的品部とに分ち、また(1)皇室に屬する部民、(2)諸氏に屬する部民、(3)諸氏に管せられながら課役のみ朝廷に奉仕する部民(非公民)とも分類される。津田博士は、(1)伴造に屬し朝廷に於ける何等かの職務に服するもの一くみと、(2)伴造に租税を輸する農民の一團とに區別し、坂本博士は、(1)天皇直屬の部民(4)ある一定の首長に率いられて諸種の職業を以て天皇に仕える民と、(5)同じく首長に率いられて天皇に賦役を致す農民の二種を含むと、(2)諸氏私有の部民とに區分される。しかしこれらの分類は部民管掌の形態からなされた外面的な類型であつて、部民の性格を眞に把握したものとは言い難く、従つて川上氏が公民の性質を重視した外は結局平面的羅列的に終つたのは自然のなりゆきであつた。部民を基底において摺込んだ類型の設定は恐らく渡邊氏に

始まる。氏は部民のうちで最も重要と考える田部を研究し、その結果基本的なものとして(1)勞働奴隸的部民、(2)共同體的關係を持続したまゝ課役を納入する部民、(3)農具を有し季節的召役を受ける部民、という三類型を立てられた。この分類は古代社會の構造と發展について實に多くの示唆を與えたけれど、前述したように理論の適用と史料の操作において、又政治史との聯關において缺ける所があり、學界をして全く承服せしめるには至らなかつた。

これに對して井上氏の類型は、先ず部民を(1)品部、(2)屯倉・田莊の民、(3)子代名代と部曲とに分ち、各々を更に二乃至三に細分して類型を考えたものである。その設定の基準は、(1)においては管掌形態、(2)(3)においては勞働形態を主とし、一見混亂が見られるようであるが、類型における管掌形態の差はそれぞれ相應する勞働形態の差に外ならぬこと、即ち政治史的類型は社會經濟史的類型の異なつた立場よりの表現に外ならぬことが明かにせられている。これでもわかるように氏の分類は政治史を社會經濟史との關聯にお

いて解こうとするもので、渡邊氏の所論を發展的に繼承すると共に、最近學界の要求に答えるものと云えよう。このように部民の類型が政治史的社會經濟史的に把握された結果、それぞれの類型の歴史の意義が注意に上り、古代史の再構成が浮彫りにされて來る。(1)の品部にあつては、伴造の私民に近い品部から、氏(うち)にはなく官司に隸屬する品部へと發展するとされ、「官司制の成熟」として定義づけられる(三八頁以下)。(2)の屯倉においては勞働奴隸制の屯倉や徭役制の屯倉より貢納地區としての屯倉への推移が考えられ(六三頁)、それは「大和國家が皇室直轄領貴族直轄領を、本來は治外法權的な國造領の中に敷設してゆき、總體として大和國家の直轄支配が全國化してゆく過程」(六一頁)に相應するものであつて、「私有地民制の發展」として捉えられている。(3)の子代名代と部曲については、「その發生の契機が村落の外から、そして氏族制の關係を打破することによつて成立して來る」(八二頁)ことが指摘せられ、これまた「私有地民制の發展」の一面として理解される。すなわち大化前代は政治史的に

は官司制を、社會經濟史的には土地及び人間所有を基軸として展開するとされる。言を換えれば、「官僚的な統一支配の成熟」と「大和朝廷の直轄領の擴大」(八七頁)とであつて、この見解に立つ時、大化改新は歴史の動きの必然の結果として容易に理解でき、又その意義も明確となる。大化改新の本質について、かつて學界を支配したカタストロフエントオリーの解釋を克服するための一つの支柱を與えたのであつて(二五四頁)、これも本書の持つ最も大きな功績の一つであろう。歴史の發展性に對するこのような認識は律令制と部民制との聯關についての考察(八八―九二頁)にも見られる。こゝでは、律令官制は單なる唐制の摸倣ではなく、「品部制を下級組織としてその上に官僚貴族階級の爲の四等官制を置いた」(八九頁)ものであることが明快に論證された。

なお論ずべき問題は澤山残つているが、紙敷を越えたので残念ながら筆を擱かねばならない。以上の拙論が概ね第一論文「部民の研究」に集中し、雄辯「大和國家の軍事的基礎」に及ぶことができなかったのは評者の不

手際による。著者ならびに讀者諸賢に深くおわびしたい。

(昭和二四年七月思案社刊、A5、三五八頁四二〇四)

直木孝次郎

### 村田數之亮著

#### 「エーゲ文明の研究」

エーゲの美術品は漸く十九世紀末に初めて發見されたものであるが、その繪画に現はれた輕快な趣向や可憐な風情やまた洗練された色彩と意匠などによつてどこか日本人の感覺に一致するところがあるらしく殊に美術家達の間で早くから好まれました愛されてきた。といふことは云いかえればエーゲ文明は一般に藝術的關心の對象としてとゞまつていたのであつて、その歴史上の意義或は問題の所在は殆んど未開拓の分野として殘されてきたのである。もともと發見研究が極めて最近の成果であるが爲に、我が國に於ては時間的にも尙取り組みにくい對象であつたが、更に實物觀察不能な日本の西歐美術史及び考古學研究